

人権と平和・民主主義を破壊する重要法案に反対する

現在開催中の第 145 通常国会では、これまで人権や民主主義の観点から問題があるとされてきた重要法案が、極めて短期間の審議で成立し、また成立させられようとしている。

たとえば捜査機関に電話などの傍受を認める通信傍受法案（いわゆる『盗聴法案』）は、これまでの警察による盗聴への反省やプライバシーの保護を曖昧にしたまま衆議院法務委員会で強行採決され、衆議院を通過し現在参議院で審議中である。「日米防衛協力のための新しい指針（新ガイドライン）」に伴う関連法案は、実質的な日米安保の改定と言われ、また地方自治体や民間機関への“協力”の強要が懸念される中、可決成立した。全ての国民の住民票に番号を付けて一元的に管理する「住民基本台帳法改正案」は国民総背番号制に通じるとしてプライバシー保護をめぐり意見が分かれたが、衆議院を通過し、現在参議院で審議中である。戦後培われてきた大学の自治をふみにじり、学長や評議会の権限強化に道を開く「学校教育法等の一部を改正する法律案」は衆・参合わせて実質わずか 24 時間の審議で可決成立した。国民の間に様々な思いがある「日の丸・君が代」を国旗・国歌と定める「国旗及び国歌に関する法案」は、異論が多いにもかかわらず、国会を延長してまで成立させられようとしている。

これらの法律はいずれも人権や国民の生活に直接関わり、従来から問題が指摘されてきたものばかりである。今日の世論においても問題点が盛んに指摘されているにも係わらず、十分な議論がなされず今国会で拙速に法制化が進められている。

民主主義社会において意見に相違がある場合、最終的には多数の意見に帰するのは当然であるが、その場合でも十分な審議を経、少数意見にも配慮することが求められる。しかし昨今の状況は、一部の政党が国会外で合意を形成し、国会は十分な審議もないままそれを追認するだけの機関とされている。このような風潮は、国権の最高機関である国会を軽視し、民主主義を形骸化するものである。

我々はこのような問題の多い法案そのものに反対であるが、それらの法案の問題点を十分に国民に知らされることなく、拙速に成立をすすめる国会審議のありかたに強く抗議するものである。

以上決議する。

1999 年 8 月 1 日

地学団体研究会第 53 回総会